## オンラインADRについて

オンライン ADR とは、当事者の方々が、弁護士会館等に赴くことなく、それぞれご都合の良い場所に居ながら、パソコン、スマートフォン等の通信端末を利用して、あっせん人や他方当事者との間で音声(映像を含む場合もあります。)をやり取りする方法により、あっせん手続に参加できる制度です。

なお、オンライン会議のシステムは多数存在しますが、当センターのあっせん手続では、 原則として Zoom を利用します。

## 1 申立方法

申立書(「オンライン ADR を希望する。」の欄に**√**) と、申立手数料(11,000円)を、当センターに持参ください。

★<u>申立てを郵送で行いたい場合は、</u>手数料振込先をご案内いたしますので、一度<u>センター</u> (03-3581-0031) にご連絡ください

## 2 留意事項

- (1) オンラインで期日を開催するにあたり、電子メールアドレスを事前に届け出ていただきます。
- (2) 相手方があっせん手続自体に応じない場合や、オンラインでの期日開催を含む手続 の実施方法について双方の調整がつかなかった場合には、手続は打ち切りとなります。
- (3) 相手方の応諾が得られ、期日を開く場合には、事前に接続テスト(15分程度)を行いますのでご協力ください。
- (4) 期日開催中に、インターネット接続環境の悪化、通信端末の不具合等によりオンライン接続が中断する等の事態に備え、会議システムへの参加に用いる通信回線や通信端末とは別の通信手段(携帯電話、固定電話等)をご用意いただきます。

\*その他、オンライン ADR については事務局 (03-3581-0031) までお問い合わせください。\*